

栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例

平成28年2月16日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第2条 法第81条第2項の規定に基づき、広域連合長に対してされた審査請求に係る事件ごとに、栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 審査会は、広域連合長からの諮問に応じ、審査請求事件（栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第7号）第2条第2項の規定により同審査会に諮問された事件を除く。以下同じ。）について調査審議し、答申する。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 法律に関して学識経験を有する者
- (2) 行政に関して知識経験を有する者
- (3) 事件に係る処分（法第1条第2項に規定する処分をいう。）又は申請（法第3条に規定する不作為に係るものに限る。）に関して知識経験を有する者

2 委員は、事件に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、審査会が置かれた後最初に開かれる会議は、広域連合長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(手数料等)

第8条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者は、手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

交付の方法	種別	金額
書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき 10円
	カラー	用紙1枚につき 20円
電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき 10円
	カラー	用紙1枚につき 20円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。